省　令

○財務省令第八十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）を実施するため、法人番号の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

財務大臣　麻生　太郎

法人番号の指定等に関する省令の一部を改正する省令

法人番号の指定等に関する省令（平成二十六年財務省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第五十八条第二項」を「第四十二条第二項」に改める。

第九条第一号中「第五十八条第一項」を「第四十二条第一項」に、「第六十条第二項」を「第四十四条第二項」に改め、同条第二号中「第六十条第二項」を「第四十四条第二項」に改める。

第十一条第一号中「第六十条第二項」を「第四十四条第二項」に改め、同条第二号中「第六十条第二項」を「第四十四条第二項」に改める。

第十二条第一項中「第五十八条第四項ただし書」を「第四十二条第四項ただし書」に改め、同条第二項第一号中「第五十八条第四項ただし書」を「第四十二条第四項ただし書」に改める。

第十三条第一項中「第五十八条第四項ただし書」を「第四十二条第四項ただし書」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年十二月十八日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四九―四四

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

附則別表百分の十一の項中「池田市」を「池田市　大東市」に改め、同表百分の四の項中「太宰府市」を「太宰府市　糸島市」に改め、同表百分の一の項中「各務原市」を「各務原市　可児市」に改める。

別表第一岐阜県の項中「各務原市」を「各務原市　可児市」に改め、同表大阪府の項中「高槻市」を「高槻市　大東市」に改め、同表福岡県の項中「太宰府市」を「太宰府市　糸島市」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―四九の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（平成二十二年八月十二日から平成二十七年三月三十一日までの間における大阪府大東市に係る地域手当）

2　平成二十二年八月十二日から平成二十七年三月三十一日までの間において、大阪府大東市は、人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則（人事院規則九―四九―四〇（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）による改正前の規則九―四九別表第一の規定にかかわらず、給与法第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域であり、かつ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）第二条の規定による改正前の給与法第十一条の三第二項の地域手当の級地について同項第四号に規定する四級地であったものとする。

告　示

○国家公安委員会告示第四十五号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千九百八十八号及び同理事会決議第千九百八十九号により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十八日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

タリバーンと関係を有する自然人

氏名　エムラー・エルドアン（EMRAH ERDOGAN）

別名　(a)イムラーン・アル・クルディ（Imraan Al-Kurdy）　(b)イムラーン（Imraan）　(c)イムラン（Imran）　(d)イムラン・イブン・ハッサン（Imran ibn Hassan）　(e)サラハッディン・エル・クルディ（Salahaddin El Kurdy）　(f)サラハッディン・アル・クディ（Salahaddin Al Kudy）　(g)サラハッディン・アル・クルディ（Salahaddin Al-Kurdy）　(h)サーラフ・アルディン（Salah Aldin）　(i)スレイマン（Sulaiman）　(j)イスマトゥッラー（Ismatollah）　(k)イスマトゥッラー（Ismatullah）　(l)イスマトゥッラー・アル・クルディ（Ismatullah Al Kurdy）

称号　不明

役職　不明

生年月日　1988年２月２日

出生地　Karliova, Turkey

国籍　ドイツ

旅券番号　不明

住所　Werl prison, Germany（2015年５月以降）

名簿に記載された年月日　2015年11月30日

名簿記載者公告番号　ＱＩ―250

その他参考となるべき事項　パキスタンの北ワジリスタン地方において、アル・カーイダ（ＱＥ―1）(2010年―2011年）と、また、ソマリアにおいて、ハラカト・アル・シャバーブ・アル・ムジャーヒディーン（アル・シャバーブ）(2011年―2012年）と提携した、元外国人テロ戦闘員。2014年にドイツ、フランクフルト高等地方裁判所にて、懲役７年の有罪判決を受けた。目の色および髪の色は茶、がっしりとした体格で、体重は92kg、身長は176cm。背中の右側に母斑がある。母親の氏名はEmine Erdogan で、父親の氏名はSait Erdogan。ＩＤ番号は、ドイツBPA、C700RKL8R4（2010年２月18日発行、2016年２月17日失効）

○国家公安委員会告示第四十六号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千九百八十八号及び同理事会決議第千九百八十九号により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十八日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

1　氏名　ナズィーフ・アブドゥル・ハミード・ナビーフ・アル・ルカーイー（NAZIH ABDUL HAMED NABIH AL-RUQAI'I）

名簿に記載された年月日　2001年10月17日（2006年７月31日及び2010年12月15日に改訂）

名簿記載者公告番号　ＱＩ―16

2　氏名　モハメド・アミン・アクリ（MOHAMED AMINE AKLI）

名簿に記載された年月日　2003年６月25日（2006年４月12日、2007年10月17日及び2011年５月16日に改訂）

名簿記載者公告番号　ＱＩ―45

3　氏名　シハーブ・ベン・モハメド・ベン・ムフタール・アル・アヤーリー（CHIHEB BEN MOHAMED BEN MOKHTAR AL-AYARI）

名簿に記載された年月日　2003年６月25日（2005年12月20日、2007年10月17日、2009年８月10日及び2011年５月16日に改訂）

名簿記載者公告番号　ＱＩ―47